

令和3年度・県立津久井浜高等学校

不祥事ゼロプログラム

津久井浜高等学校長

津久井浜高等学校は、不祥事を根絶することを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1. 策定の方針

- (1) 令和2年度の県立学校重点課題総点検結果等をふまえて、実効性・継続性のある取組みを行い、生徒・保護者・県民の信頼を得る。
- (2) 全職員が不祥事を自分自身の問題と捉え、どうして起こるのかということを常に考え、不祥事を起こさないように規範意識の向上を図る。
- (3) 人権意識を高めることが不祥事防止に欠かせないことであると判断し、他者を尊重する精神を基本理念とする。
- (4) 公正かつ透明性を保持した私費会計等の業務を行い、経理処理の適正化を図る。

2. 策定する上での留意事項

- (1) 各部署が不祥事防止研修会を企画し、職員の意識啓発にあたる。
- (2) 今週の標語として「不祥事防止」について毎朝管理職が注意喚起を行い、意識啓発に努める。また、定期的にチェックリストを使用して全職員が日常点検を行い、不祥事防止に努める。

3. プログラム実施について

- (1) 校長は、全職員が参加する不祥事防止会議等におけるプログラムの実施最高責任者として指揮にあたる。
- (2) 副校長・教頭および事務長は、校長を補佐し、不祥事防止会議等の指揮にあたる。
- (3) 不祥事防止会議は、プログラムの策定・実行・検証等の中核となる。
- (4) 全職員はプログラム実行の主体となり、不祥事防止に努める。

4. 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上

ア 目標

公務員としての自覚を新たにし、公務外非行の防止及び職員行動指針の周知・徹底を図る。

イ 行動計画

- i 職員として、公務内外において、常に高い倫理感を持ち、自身の行動を律し、不祥事（わいせつ事案等）防止を徹底する。

- ii 年度当初に、「職員行動指針」等をもとに、所属職員を対象にした不祥事防止研修を実施する。
- iii 各グループ・教科・学年等の打ち合わせを通して意識の向上を図る。

(2) わいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

人権意識を高め、わいせつ・セクハラ行為の徹底防止に努める。

イ 行動計画

- i 啓発資料等を活用した不祥事防止研修を実施し、人権意識の醸成を図る。
- ii 教科準備室等の目隠しになってしまうものを撤廃し、密室状態を作らない。また、生徒指導は複数で、若しくは他教員の目の届く場所で行うことを再確認する。

(3) 体罰・不適切な指導の防止

ア 目標

生徒の人権擁護を最大目的とし、これにもとづいてすべての教育活動を実施し体罰ゼロを堅持する。

イ 行動計画

- i 体罰防止ガイドラインの周知・徹底を図り、指導に対する疑問や不安を迅速に発見し対処する。
- ii 個別支援情報交換会やケース会議を充実させ、支援すべき生徒のための適切できめ細かな指導を実施する。また、生徒の人権相談窓口をより充実させる。
- iii 教科準備室等の目隠しになってしまうものを撤廃し、密室状態を作らない。また、生徒指導は複数で、若しくは他教員の目の届く場所で行うことを再確認する。

(4) 調査書・通知表等の作成、成績処理に係る事故防止

ア 目標

調査書や通知票の作成及び成績処理に係るミスを未然に防止する。

イ 行動計画

- i その都度成績処理点検マニュアルや調査書作成マニュアルを確認し、手順に則った処理を徹底しミスを根絶する。
- ii 全職員を対象にした不祥事防止研修を実施する。

(5) 進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

推薦書や調査書等の発行及び取り扱い、また推薦手順についての事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 令和3年7月・12月・令和4年3月にマニュアルを再確認し、卒業学年の

学年団に対し調査書や推薦書の作成及び提出手順等について不祥事防止研修を実施する。

- ii 推薦入試の条件を確認する際に複数の目で行い、疑問点はそのままにしないでしかるべき部署に問い合わせる等の処置を行う。

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報保護についての意識と技術を高め、個人情報流出を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 年度当初に「携帯電話等への個人情報の登録についてのガイドライン」の遵守を徹底するための不祥事防止研修を実施する。
- ii 「情報セキュリティ」に関する不祥事防止研修を実施する。
- iii 定期試験の持ち出しは原則として許可しないこと、許可願いの様式が変更されたこと、持ち出しには指定の鞆が必要なこと等を周知するための不祥事防止研修を実施する。
- iv 情報の収集から返却・廃棄までの管理体制を厳格にし、確実に処理がなされるように細心の注意を払う。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通事故、酒酔い、酒気帯び運転発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 過去の事例等を提示し、事故を自分のこととして捉えることができる不祥事防止研修を実施する。
- ii 交通規則の遵守を日常的に呼びかけ、酒酔い運転等撲滅への啓発を継続する。

(8) 業務執行体制の確保

ア 目標

情報を共有し、相互にチェックする体制を整え、協力して業務を執行する体制を確立する。

イ 行動計画

- i 起案文書の鑑にグループ員・関係職員の項目を設け複数体制で業務を行うことを徹底させる。
- ii 各グループ業務の一斉点検を実施し、より効率的な業務執行体制を確立させる。
- iii 文書を廃棄する際には必ず1枚ずつ確認することを励行し、重要文書の滅失を防ぐ。また、必要に応じシュレッダー等の使用を規制する。

(9) 会計事務の適正執行

ア 目標

私費等の会計事務の執行を適正に行い、事故の発生を防止する。

イ 行動計画

- i 年度当初に全職員を対象とした私費会計執行手順についての研修会を実施する。
- ii 月ごとの出納簿をチェックするように体制を整え、たとえミスがあっても早期発見し善後策を講じることができるようにし、同じ過ちを繰り返さない。

(10) 入学者選抜に係る事故防止

ア 目標

入学者選抜業務に係る事故の徹底防止

イ 行動計画

- i 令和3年12月、令和4年1月に全職員を対象とした研修会を実施し、マニュアルの確認と事故の徹底防止を図る。
- ii 入学者選抜に係る通知について、周知の必要があるものはすぐに職員に連絡を行う。

(11) その他日常の注意喚起による不祥事防止

毎朝の職員打合せにおいて、今週の標語として管理職から「不祥事防止」についての注意喚起を行い、意識啓発を行う。また、不祥事例等の情報は随時紹介し、意識向上を図る。職員の体験談などを紹介しあい、事故不祥事防止を自分のこととしてとらえられるようにする。